## 8020 運動推進特別事業委託業務 仕様書 (案)

本仕様書は、長野県(以下「委託者」という。)が実施する、8020 運動推進特別事業委託業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

8020 運動推進特別事業委託業務

### 2 目的

歯とお口の健康づくりに資するコンテストや歯科口腔保健及び食育の推進に資するフォーラムを 開催し、歯科口腔保健事業と食育推進事業を一体的に推進することで、ライフステージに応じた健康 づくりを充実させるとともに健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

### 4 業務内容

- (1) 歯とお口の PR 動画コンテスト (仮称) に係る業務
  - ア 応募受付フォームの作成

コンテスト応募希望者が動画アップロード等を行うための応募受付フォーム(WEB サイト)を 作成すること。また、当該 WEB サイト上で結果発表までを一括して行えるものとすること。

イ チラシによる参加者募集

数多くの応募作品を募るためチラシ(A4両面・PDF納品・印刷不要)を制作すること。

- ウ 被表彰者を選定するための審査
  - 一次審査

応募作品の優劣ではなく、別に定める実施要項に基づく応募要件及びテレビ CM または WEB 広告等の配信基準に該当した作品であるか等について受託者が審査を行うものとする。

• 二次審査

受託者にて審査員を選定し、採点依頼、審査会及び謝金支払を行うものとする。

	長野県健康福祉部健康増進課:1名
審査員	(一社) 長野県歯科医師会:1名
	映像制作や広告業に知見に有する者: 2名
	長野県を拠点に活動する動画投稿・配信者等:1名
採点依頼	一次審査を通過した応募作品について審査員に採点を依頼すること。
	採点用フォームを用意するなど、審査員が採点しやすいよう配慮すること。
審査会	審査員が出席できる日時を調整し、オンラインにて開催することを基本と
番 金 金 云	する。審査員が事前に採点した内容に基づき、受賞作品を決定すること。
	県の統一単価を参考とし、長野県健康福祉部健康増進課を除く審査員に謝
謝金支払	金の支払を行うこと。(大学教授級の場合@6,450円/h×採点・審査会に要
	する時間)

## エ 長野県知事表彰賞状の調達

受賞者を表彰するために必要な枚数の賞状を調達すること。なお、賞状の規格は県の規定に基づくこととする。(想定単価及び枚数@6,000円/枚×2枚)

### オ 受賞作品の放送

受賞作品をテレビ CM や WEB 広告として放送すること。放送局・回数・時間等は企画提案によるものとする。

## (2) 秋の食と歯っぴーフォーラム (仮称) に係る業務

#### ア 日程・会場の確保

別紙「秋の食と歯っぴーフォーラム(仮称)の概要」を参考に、委託者・関係団体等と協議の 上、日程・会場の確保を行うこと。

## イ 広報による参加者募集

- ・ タイムスケジュールや会場図等、フォーラムの内容がわかりやすくまとめられたパンフレット (A4 両面)を制作すること。印刷部数は企画提案によるものとする。
- ・ メディア (新聞、テレビ、雑誌、ラジオ、SNS 等) を用いて参加者増加に資する広報を行う こと。実施方法・規模は企画提案によるものとする。

## ウ フォーラムの運営

- ・ 会場設営・撤収、司会進行、受付、来場者の誘導等を円滑に行うために必要なスタッフを配置すること。なお、配置するスタッフは、トラブルが発生した際に対応できる能力を有する者とすること。
- ・ コンテスト表彰式や講演会等を行う本会場と歯科チェック・推定野菜摂取量測定・農産物販売・食育体験等を行う出展ブースを併設すること。
- 本会場及び出展ブースに設置する看板、案内パネルを制作すること。
- ・ 来場者アンケートを実施及び集計すること。アンケート内容は委託者・関係団体等と協議の 上、決定するものとする。
- エ 本会場における講師の手配及び出展ブースにおける調整
  - ・ 本会場における講演会の講師を手配すること。なお、演題は歯科と食育の結びつきを踏まえ た内容とすること。
  - ・ 出展ブースにおける展開方法について提案すること。なお、歯科チェック・推定野菜摂取量 測定・農産物販売・食育体験のブースについては委託者が出展依頼を行う。会場の規模に応じ これら以外の出展者を提案することも可能とする。
  - ・ 講師及び全ての出展者との調整を適切に行うとともに、出展者に対する出展料は徴収しない ものとする。

#### 5 留意点

- (1) 本業務の具体的内容については随時、委託者と打ち合わせを行った上で決定すること。
- (2) 本業務に変更・更新の必要性が生じた場合には、委託者と協議の上、迅速に対応すること。
- (3) 制作物は、県 HP 及び ACE 専用サイト等に掲載できるよう加工して提供すること。
- (4) 感染症の状況に応じ、感染予防策等の対応を行うこと。
- (5) WEB 広告を実施する際には、次に掲げるサイトへの広告を掲載しないよう配慮すること。
  - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

- ・公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- ・政治性または宗教性のあるもの。
- ・特定の主義主張を目的とするもの。
- ・上記に掲げるもののほか、委託者が広告を掲載することが適当でないと認められるもの。 ※掲載サイトについては、契約後、上記サイトへできる限り掲載されないよう、委託者と受託者 が協議の上決定する。

## 6 委託料に含まれる経費

上記に関わる業務に必要な人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び 損料、会議費、雑役務費を含むこととする。その他事業に必要な経費については、委託者と協議の上 決定するものとする。

## 7 業務スケジュール

4 業務内容に記載の内容は、以下に示すスケジュールに沿って進めるものとする。なお、記載された日付はあくまで予定であり、業務の進捗に応じ適切な日付に変更できるものとする。

月	長野県	受託者	関係団体等	共通事項
	契約締結		-	-
6月	コンテスト	コンテスト		フォーラム
	実施要項策定	応募受付フォーム	-	日時・場所決定
	$(\sim 6/27)$	作成(~6/28)		(~6/26)
7月	コンテスト 開催公表(7/1)	コンテスト		
		応募受付フォーム	コンテスト	フォーラム
	州性公狄(1/1)	公開 (7/1~9/6)	作品募集広報	準備打ち合わせ
8月	-	一次審査(~9/11)	$(7/1 \sim 9/6)$	(~11/8)
9月	受賞者にフォーラ ムへの出席依頼 (9/30)	二次審査 採点依頼	景品調達 (~11/8)	二次審査 審査会 (9/27)
		$(9/12\sim25)$		
		審査員謝金支払い		
		知事表彰賞状調達		
		(~11/8)		
10 月	コンテスト結果発表(10/1)			
			フォーラム	フォーラム
	フォーラム開催内 容公表(10/1)	フォーラム	参加者募集広報 (10/1~11/8)	準備打ち合わせ
		参加者募集広報		(~11/8)
	石五久(10/1)	(10/1~11/8)		
11 月	-	コンテスト受賞	-	フォーラム当日
		動画の CM 放送		(11/9  or  10)
		(∼3/14)		(11/3 01 10)

## 8 知的財産権等の取扱い

本契約により新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取扱いは、以下によるものとする。

(1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、本契約に関して委託者が公開した情報等及び契約履行過程で生じた成果物等に関する情報(公知の情報を除く。)を契約の目的以外に使用又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

ただし、当該情報等を契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。

- (2) 本契約により新たに作成される成果物の著作権の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 受託者は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条、第 26 条の 2、第 26 条の 3、第 27 条 及び第 28 条に規定する権利を健康増進課に無償で譲渡するものとする。受託者は、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
  - イ 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用 のために、仕様書等で指定する物件を改変し、及び任意の著作者名で任意に公表することができ るものとする。
  - ウ 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利を行使できないものとする。
- (3) 本契約にあたり、生じる特許権等の産業財産権を受ける権利については、次のとおりとする。
  - ア 産業財産権を受ける権利の対象となる発明又は考案(以下「発明等」という。)が主として委託者の技術指導によるものである場合については、その産業財産権を受ける権利は委託者に帰属する。
  - イ 発明等が、主として受託者の創意研究によるものである場合については、その産業財産権を受ける権利は受託者に帰属する。
  - ウ 前記の場合において、その帰属の判定が困難な場合については、委託者及び受託者の共有とする。
  - エ 本契約にあたり、第三者の著作権及び産業財産権等に抵触するものについては、受託者の責任 と費用をもって処理すること。
  - オ 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分に配慮し、これ を行わないこと。
  - カーすべてのライセンス契約について、委託者に代わり必要な登録作業を行うこと。

### 9 業務委託完了時の提出書類

本事業終了後10日以内(令和7年3月24日(月)まで)に以下の書類を提出すること。

- (1) 8020 運動推進特別事業委託業務実績報告書(委託契約書第7条関係様式第1号)
- (2) 業務報告書(任意様式)…実施した業務内容をとりまとめたもの
- (3) その他県が必要と認める書類(任意様式)…収支報告書等

### 10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、務の一部を委託することができる。

## (2) 守秘義務

受託者(再委託を受けたものも含む。)は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益の為に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (3) 個人情報の取得・保護・管理について 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。
- (4) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものではないこと。

### 11 その他

- (1) 提案内容は、原則すべて契約予定金額の範囲内に含めること。また、それらによらない場合は、費用等を明記すること。
- (2) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象経費と認めず、減額する場合がある。
- (3) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者との連絡調整を行う。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

# 秋の食と歯っぴーフォーラム(仮称)の概要について

### 1 経過

- ・ 令和5年度までは長野県から(一社)長野県歯科医師会への委託事業
- ・ 「歯っぴーながの 8020 推進県民大会」として表彰式や研修会を開催

▼令和5年度の様子

年度別参加者数及び会場

R5 145 名 (ホテル国際 21)

R4 119 名 (ホテル国際 21)

R3 135名 (ホテルメトロポリタン長野)

R2 129 名 (ホテルメルパルク長野)





### 2 令和6年度の展開

- ・ 「歯科」だけでなく「食育」の視点も含めた県民大会に転換するため、「信州の食を育む県民大会」の要素を含め、一体的に本フォーラムとして開催
- ・ コンテスト表彰式や講演会等を行う本会場と歯科チェック・推定野菜摂取量測定・農産物販売・食育体験等を行う出展ブースを併設
- ・ 本会場と出展ブースを合わせた参加者数は300人程度を想定
- タイムスケジュール案

時間	本会場	出展ブース
9:30		・体験、販売開始
10:00	・主催者挨拶	
10:05	・コンテスト表彰式	
10:35	・舞台転換	
10:40	・講演会	
11:30	・トークセッション*	
12:00	・終了、挨拶	<b>+</b>
14:00		・終了、撤収

※講演会講師は壇上に残ったまま、トークセッションゲストが登場予定。ゲストには県民視点からの質問などを行ってもらう。なお、ゲストは委託者、関係団体等にて適宜手配を行う。